

事例番号:280016

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 6 日 出血あり、全前置胎盤のため管理入院

リトドリン塩酸塩静脈内投与開始

妊娠 33 週 3 日 帝王切開を妊娠 38 週 4 日に仮予定

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 5 日 全前置胎盤で管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

10:30 10 時 30 分頃より切迫早産様症状(腹部緊満)を認める。

10:49 分娩監視装置装着、遅発一過性徐脈出現

12:20 頃- 基線細変動減少、高度遅発一過性徐脈出現

12:51 子宮が収縮改善せず、帝王切開決定

14:52 帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 5 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.78、BE -23.8mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫

(6) 診断等:重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 25 日 頭部 MRI:視床とレンズ核、脳幹が対称性に萎縮し壊死を伴っている、深部および皮質下白質はT2強調画像で高信号域、重症の低酸素性虚血性脳障害

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 3 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は重症の胎児低酸素・酸血症であると考ええる。
- (2) 重症の胎児低酸素・酸血症の原因は胎盤早期剥離の可能性が高い。
- (3) 本事例における胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (4) 胎盤早期剥離の発症時期は妊娠 37 週 5 日の 10 時 49 分の分娩監視装置装着前であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 28 週 6 日から妊娠 31 週 6 日までの外来における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 32 週 6 日に性器出血を伴う前置胎盤の診断で入院としたこと、およびその後の入院管理は一般的である。
- (3) 前置胎盤の帝王切開を妊娠 38 週 4 日に予定したことは一般的ではない。
- (4) 緊急帝王切開当日に帝王切開の説明を行い、同意を得たことは選択されることは少ない対応である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 5 日の 10 時 49 分、11 時 50 分および 12 時 51 分に胎児心拍数陣痛図をリアシュアリングと判読したことは一般的ではない、という意見がある一方で、典型的な波形ではないため判読が難しく、対応が遅れたのはやむを得な

いという意見もあった。

(2) 胎盤病理組織学的検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生処置(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン気管内投与)およびNICU搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう院内勉強会を開催することや研修会へ参加することが望まれる。

(2) 前置胎盤の予定帝王切開の時期については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に沿って決定することが望まれる。

(3) 前置胎盤で分娩方法が帝王切開と決定しており、入院管理している場合にはあらかじめ帝王切開についての説明を行い、同意を得ておくことが望ましい。

(4) 胎盤早期剥離は切迫早産様の症状を呈する場合があるため、子宮収縮抑制薬は胎盤早期剥離の症状を悪化させたり、不明瞭化させたりする可能性があるということに配慮して投与する必要がある。

(5) 観察した事項は診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】「説明中に出血あり」と診療録に記載されているが、出血量の記載がない。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

家族からの意見が多くあるため、医療スタッフは妊産婦および家族と円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

日本産科婦人科学会が公表している「分娩中の胎児心拍数陣痛図の波形による胎児管理指針」について、産婦人科医や助産師への周知徹底を図る具体的な方策の検討を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。